

第4章 景観形成重点地区

1 景観形成重点地区の選定

(1) 景観形成重点地区の選定の考え方

- ・良好な景観を創造していくためには、これまで育まれてきた地域の個性や特色を最大限に活かした景観づくりを推進することを基本としつつ、戦略的な視点のもとで本市の景観づくりのモデルとなる景観づくりを重点的に推進し、その取組みを全市的に広げていくことが重要となります。
- ・このため、本市の景観づくりのモデルとなる地区を以下の視点から『景観形成重点地区』として指定し、地域の個性や特色を活かしながら、地域住民や事業者、行政などが協力しつつ優れた景観形成に取り組みます。

1. イメージアップに効果が高い地区

坂井市を代表する観光地や玄関口など多くの人を訪れる地区で、先導的な景観づくりを展開することによって、本市全体のイメージアップに効果が高いと期待される地区が該当します。

2. 先行的な整備が可能な地区

地区の景観に大きな影響を与えることが予想される整備事業が実施中あるいは予定されている地区が該当します。

3. 地域住民のまちづくりに対する意欲が高い地区

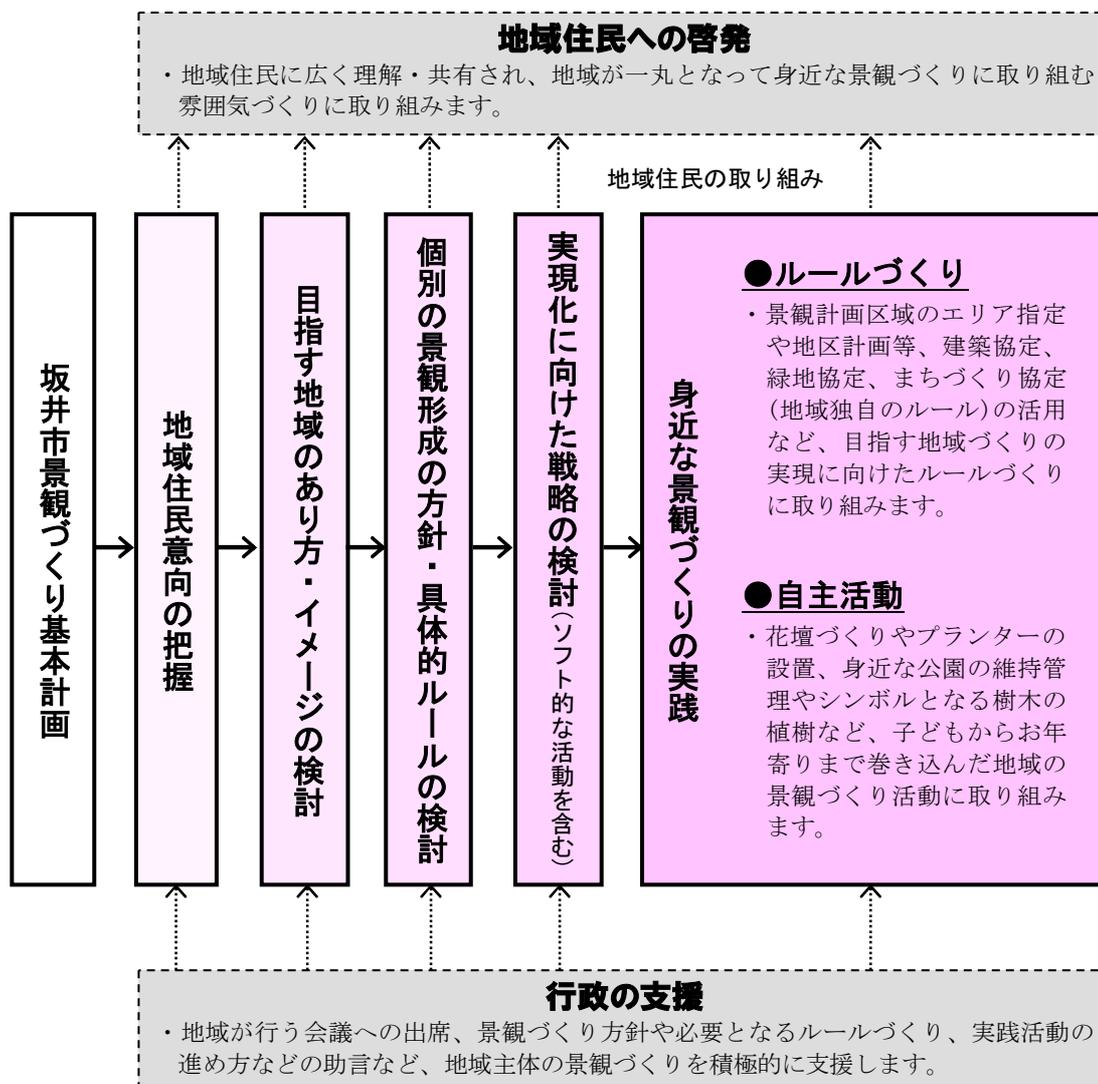
地区の環境美化活動など多様なまちづくり活動を実践している地区や、地域住民の身近なまちづくりに対する意欲が高い地区、あるいは期待できる地区が該当します。

4. 総合的に各種の施策が展開でき、モデルとして適した地区

道路等の基盤施設の整備とその沿道の建築物等の修景、地域住民によるソフト事業など、総合的・一体的に景観づくりが展開できる地区が該当します。

(2) 景観形成重点地区の景観づくりの進め方

- ・景観形成重点地区では、本計画をもとに、地域住民や事業者、行政が協力し合いながら景観づくりを継続的に実践していくことを基本とし、長期的に誇りと愛着が感じられる個人的な景観が形成されることを目指します。
- ・地域住民の景観づくりへの意欲や主体的な取組みを育むことから進める地区、身近な景観づくりの実践のさらなる活発化を促進する地区など、景観形成重点地区それぞれの状況に応じて、啓発や活動支援を行うため、地域の基礎資料の提供、各種制度の説明、アドバイザーの派遣や活動費の助成など、地域住民主体の景観づくりに対する支援制度を検討します。



(3) 景観形成重点地区の選定

東尋坊・雄島・越前松島周辺地区

- ・本区域は、本県を代表する自然景勝地である東尋坊をはじめとする日本海に面した水と緑のうらおい豊かな自然景観が広がる地域です。切り立った断崖や広がりのある砂浜など、多様な表情を見せる海岸線、その背後に青々とまぶしい樹林地、そして古くからの漁村集落。
- ・本区域では、これらの地区特性を活かした観光交流地の形成や自然公園、遊歩道など、自然を楽しみ、交流に活かす施設の整備を進めてきました。
- ・このため、景観形成重点地区に位置づけ、今後とも、豊かな自然が作り出す個性的で良好な景観の保全と適正管理、これらと調和し、美しさを引き立たせる施設の整備・修景に取り組みます。

三国市街地中心地区

(「湊町地区特定景観計画区域」※1を含む)

- ・本区域は、北前船の寄港地であった三国湊の繁栄に伴い形成された古くからの市街地(「湊町地区特定景観計画区域」)及びえちぜん鉄道三国芦原線の始発・終着駅である三国湊駅周辺を含み、昔ながらの坂道や小道の多い市街地形態に、歴史的な町家や寺社仏閣などの歴史・文化資源が数多く残されているとともに、北陸を代表する祭りである三国祭の舞台として、また、三国地区の鉄道の玄関口として、三国地区の中心的地な地区となっています。
- ・本区域では、これらの地区特性を活かし、地区内の道路や小公園、集会所などの地区施設の整備、地域住民による「景観づくり協定」の締結を実施し、各種施策の展開による個性的な街なみの形成を進めてきました。
- ・今後とも、他地区の先導的役割を果たすモデル的な地区として、景観形成重点地区に位置づけ、地域住民と協働で個性的な街なみの形成に取り組みます。

身近な景観づくりの実践をさらに活発化させる地区

丸岡城周辺地区

(「城周辺地区特定景観計画区域」※2を含む)

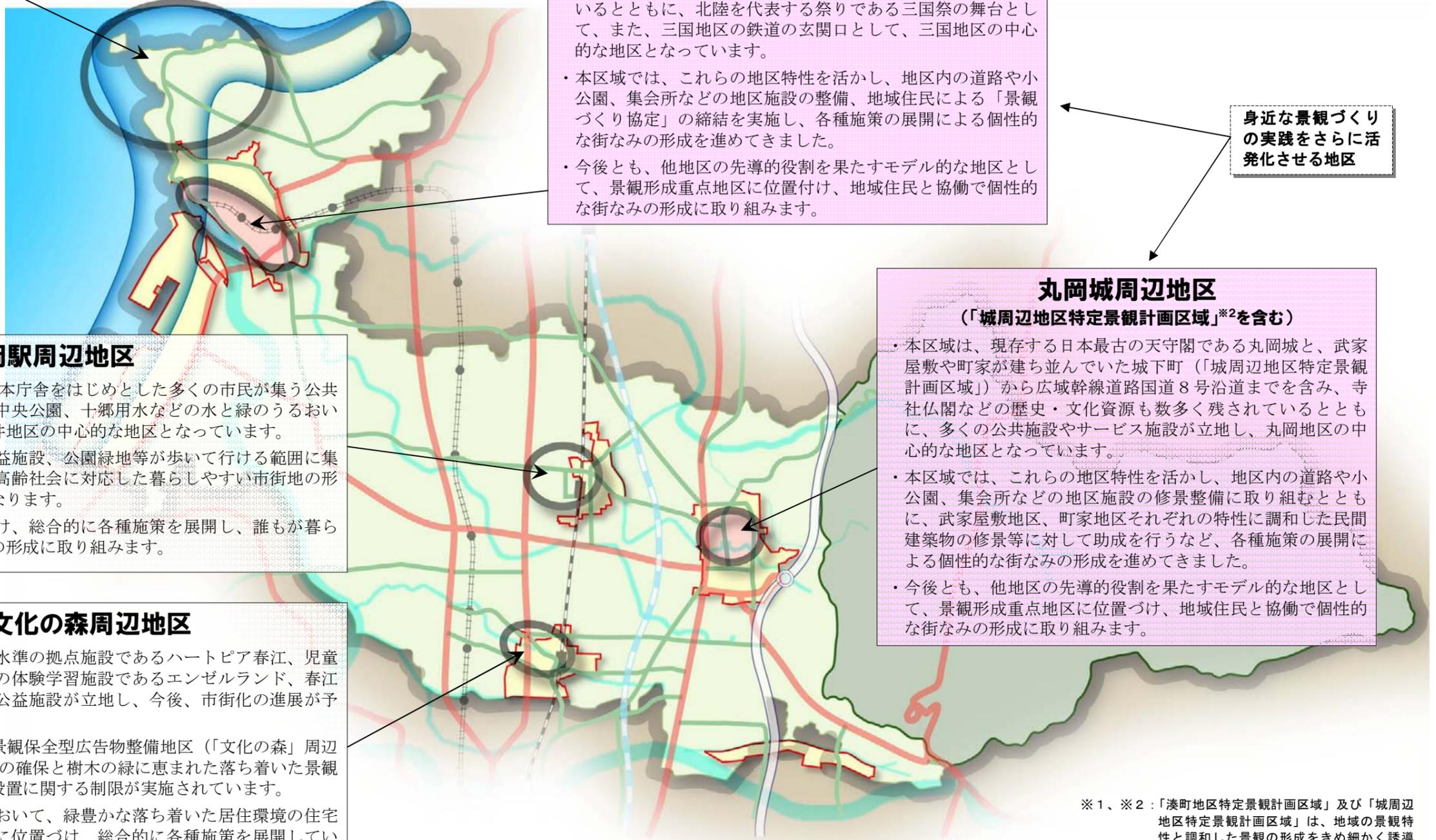
- ・本区域は、現存する日本最古の天守閣である丸岡城と、武家屋敷や町家が建ち並んでいた城下町(「城周辺地区特定景観計画区域」)から広域幹線道路国道8号沿道までを含み、寺社仏閣などの歴史・文化資源も数多く残されているとともに、多くの公共施設やサービス施設が立地し、丸岡地区の中心的地な地区となっています。
- ・本区域では、これらの地区特性を活かし、地区内の道路や小公園、集会所などの地区施設の修景整備に取り組むとともに、武家屋敷地区、町家地区それぞれの特性に調和した民間建築物の修景等に対して助成を行うなど、各種施策の展開による個性的な街なみの形成を進めてきました。
- ・今後とも、他地区の先導的役割を果たすモデル的な地区として、景観形成重点地区に位置づけ、地域住民と協働で個性的な街なみの形成に取り組みます。

JR丸岡駅周辺地区

- ・本区域は、JR丸岡駅、坂井市役所本庁舎をはじめとした多くの市民が集う公共施設が立地し、また、東十郷中央公園、十郷用水などの水と緑のうらおい豊かな施設が配置されており、坂井地区の中心的地な地区となっています。
- ・本区域は、鉄道駅、各種の公共施設、公園緑地等が歩いて行ける範囲に集積していることから、今後の少子高齢社会に対応した暮らしやすい市街地の形成を進める上で、拠点的地な地区となります。
- ・このため、景観重点地区に位置づけ、総合的に各種施策を展開し、誰もが暮らしやすさを実感できる拠点市街地の形成に取り組みます。

JR春江駅・文化の森周辺地区

- ・本区域は、文化・芸術に関する高水準の拠点施設であるハートピア春江、児童を対象とした科学に関する高水準の体験学習施設であるエンゼルランド、春江総合支所をはじめとする各種公共施設が立地し、今後、市街化の進展が予測される地区です。
- ・本区域の一部は、福井県により「景観保全型広告物整備地区(「文化の森」周辺地区)」に指定され、開放的な空間の確保と樹木の緑に恵まれた落ち着いた景観を創出するため、広告物の表示、設置に関する制限が実施されています。
- ・拠点的な文教施設を含む本区域において、緑豊かな落ち着いた居住環境の住宅地を形成するため、景観重点地区に位置づけ、総合的に各種施策を展開していきます。



※1、※2:「湊町地区特定景観計画区域」及び「城周辺地区特定景観計画区域」は、地域の景観特性と調和した景観の形成をきめ細かく誘導すべき地区として、「坂井市景観計画」に景観形成の基準を定めます。

湊町拡大図

魚志楼周辺道路の美装化



道路の美装化



ポケットパークの整備



(2) 東尋坊・雄島・越前松島周辺地区

●景観形成の目標

海と緑がおりなす
自然景観の保全と活用



●景観形成の方針

方針1：自然景観の保全と住環境の調和

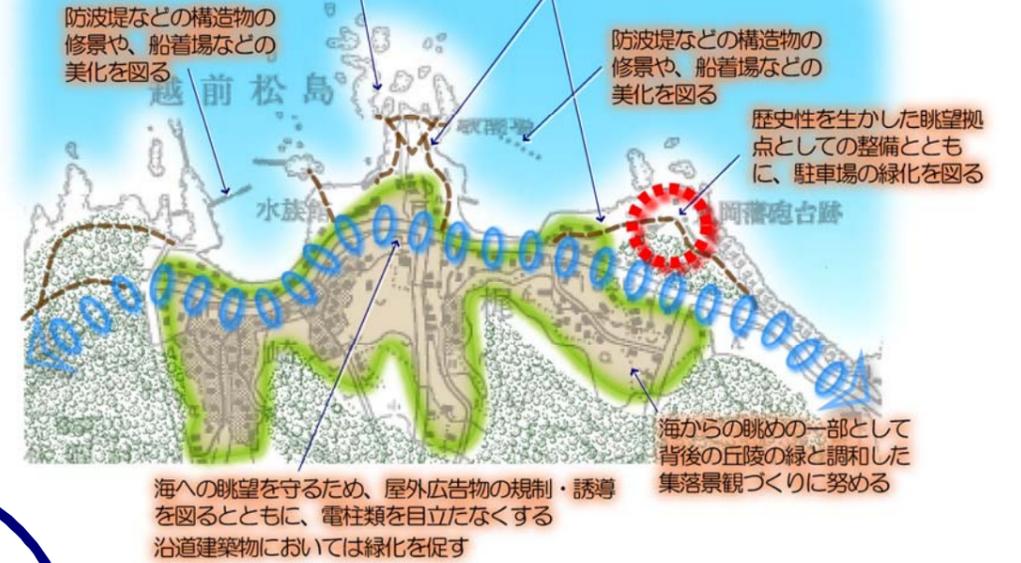
方針2：自然に親しむ健康レクリエーション景観の創造

環境にやさしく自然
景観と調和したエコ
ヴィレッジづくり



優れた景観や透明度のある水質を保全するとともに、周辺の施設整備においては、デザイン等に十分配慮する

海岸沿いの多種多様な自然生態系を保全するとともに、これらを活かした遊歩道の整備を図る



日本海側を代表する景勝地を保全するとともに、周辺の施設整備は、デザイン等に十分配慮し、優れた眺望を守る

海岸沿いの多様な自然植生を保全する

周辺の優れた自然風景と調和したにぎわい景観の創出

荒磯遊歩道の適正管理により美しい眺望を守るとともに、周辺景観と調和したサインを設置する

自然景観が引き立つように、電柱類を目立たなくするなど、良好な沿道景観の創出を図る



優れた自然景観を資源とした県下有数の観光地の玄関口にふさわしく、看板類の整理、草花による緑化修景を図る

害虫に強い樹種を植えるなど、特徴的な景観の要素であるクロマツ林の保全を図る



(3) 丸岡城周辺地区（「城周辺地区特定景観計画区域」を含む）

●景観形成の目標

古城を中心とした上質な
にぎわい景観の創出

●景観形成の方針

- 方針1：天守閣への見通しを大切にする城下町の街なみづくり
- 方針2：水と緑を取り入れた楽しく歩ける街なみづくり
- 方針3：もてなしの心が見えるにぎわいの街なみづくり

凡	例
商業地	景観形成重点路線
公園緑地	シンボルロード
河川、水面	城下町交流散策ルート
施設緑化（公共施設、寺社等）	修景建築物（街なみの先導）
城周辺地区特定景観計画区域	駐車場

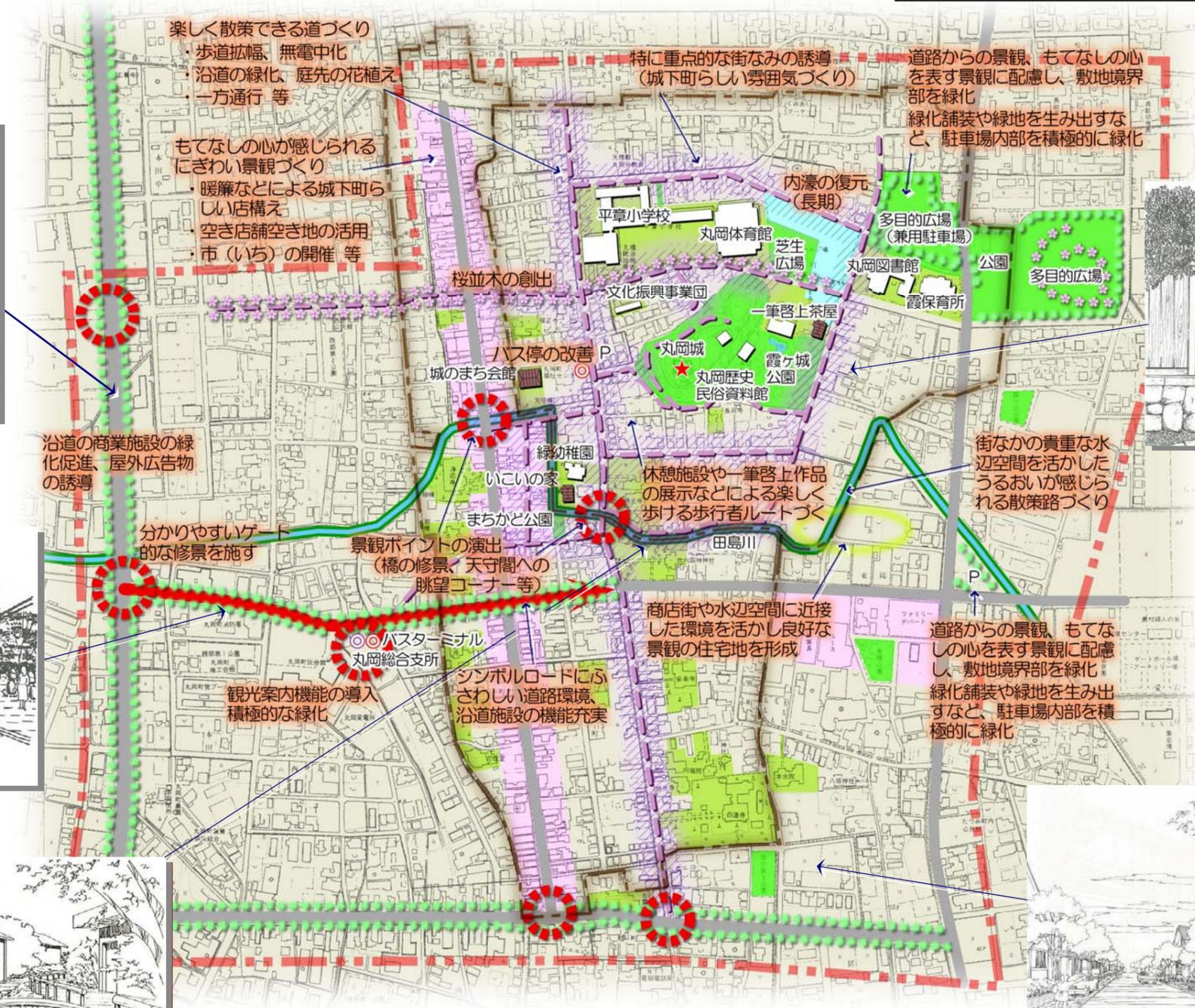
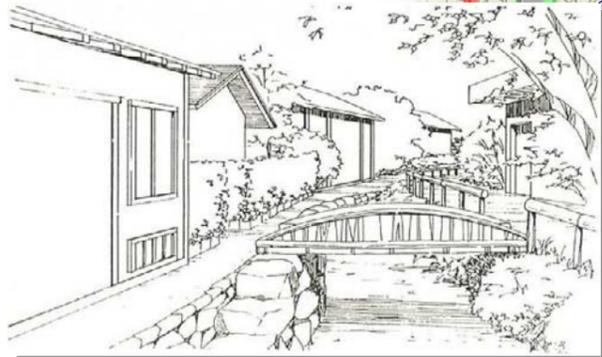
国道8号の緑化充実のイメージ



シンボルロードのイメージ



田島川河川軸のイメージ



武家屋敷地区のイメージ



新市街地のイメージ



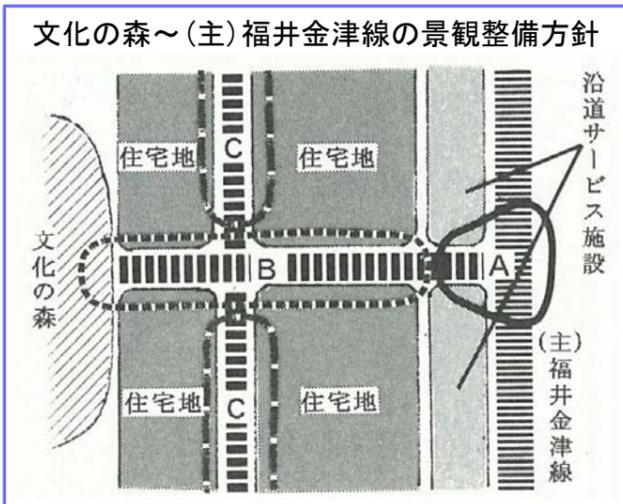
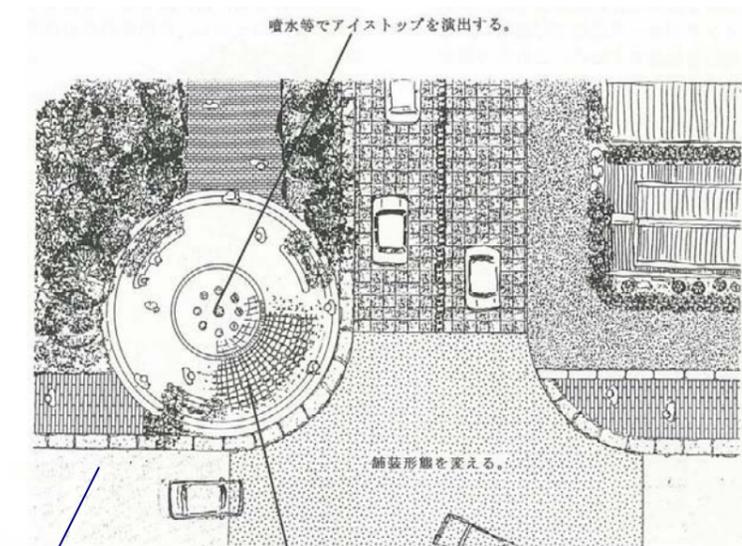
(4) JR 春江駅・文化の森周辺地区

●景観形成の目標

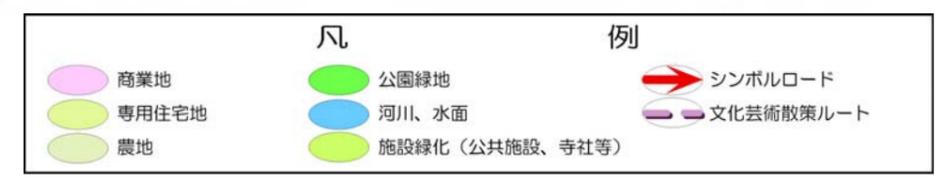
緑に寄り添い文化に歩む住環境の創出

●景観形成の方針

- 方針1：格調高いシンボル景観づくり
- 方針2：花と緑の質の高い住宅地景観づくり
- 方針3：水と緑の散策景観づくり



- 「文化の森」への誘導サインを見やすくするため、既存の商業看板等を整理する。
- A 広告物等の新設をできる限り制限する。新設する場合は、設置場所や形態、デザインについて統一するよう誘導する。
- B 沿道を専用住宅地とすることで、建物に付随した看板等の設置を抑制する。無電柱化によって電柱広告を排除するとともに、沿道景観をスッキリさせる。
- C 沿道を専用住宅地とすることで、建物に付随した看板等の設置を抑制する。歩道部への地上広告物や置き看板等の設置が懸念されるため、これらを規制して開放感のある歩行者軸景観を形成する。デザインを統一した地区案内板を設置する。電線類の裏配線によって電柱広告を排除するとともに、沿道景観をスッキリさせる。



(5) JR 丸岡駅周辺地区

●景観形成の目標

緑花文化を育むまち

●景観形成の方針

- 方針1：花と緑に彩られたシンボル軸づくり
- 方針2：花と緑が出迎える駅前の顔づくり
- 方針3：花と緑につつまれた質の高い住宅環境づくり



道路の面して敷地にゆとりを持たせ、緑化を推進
敷地にゆとりがない場合は、プランターの設置等により、通りを演出



